

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年11月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

議案第37号 遊休農地の改善指導について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第40号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第32号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第34号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第36号 農地改良届出について

農業委員

出席者 14名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子
13番 酒井 行教	14番 杉浦 俊広		

農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也	13番 稲垣 重雄

欠席者 1名

9番 杉浦 克敏

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 14番 杉浦 俊広 1番 山田 友樹

議 事

議 長 はじめに、議案第37号を上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第37号

遊休農地の改善指導について

遊休農地の改善指導について、次のように提案します。

別紙「要指導対象農地リスト（案）」をご覧ください。委員の皆様には、暑い時期に農地パトロールをしていただきましてありがとうございました。その結果を基に北部、中部、南部に分けて作成したリストになります。

要指導対象とした農地は、今年度に一度も保全管理が行われていないと推察され、既に遊休化している農地ですが、委員の皆様に遊休農地として報告していただいたうち、要指導対象としなかった農地については、資料2枚目の「要指導対象農地判断基準」を基にリストから除外させていただいております。除外した農地につきましては、利用意向調査の対象とはせず、別途、農地の適正管理を促す通知を送付する予定です。

遊休農地に対する改善指導の流れとしましては、下段にありますとおり、要指導対象とした農地に対して利用意向調査として、裏面の案1及び次ページの裏面案2を今月中に土地所有者あてに送付します。その後、改善が見られず、かつ、農地中間管理機構がその農地の権利を取得する意向を示した場合は、案3により対象農地の貸付けについて農地中間管理機構との協議を勧告することになります。

委員の皆様におかれましては、所有者等から相談がありましたら、ご

協力をお願いします。

議案書の 1 ページに戻っていただきまして、

(2) 提案理由について

この案を提出したのは、農地の荒廃を防ぎ優良農地を守るため、農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づく指導を行う農地について、農業委員会による要指導対象農地の決定が必要であるからであります。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

山田友樹 農地パトロールをしていますが、一向に改善されない農地があることで地域住民からも農業委員に対して厳しい意見が出ることもあります。放置されている農地に対して現状のやり方でいいのかと思っています。違反転用に関しては改善が見られることがあります、耕作放棄地に対してはなかなか改善が見込めないことが多いため、市として何か手立てが無いか検討していただきたい。

事務局 耕作放棄地に関しては所有者に対して改善通知を出していますが、それ以上の指導となると県が行うこととなっています。しかし、県もなかなか動きが取れないことが多いため、今後も県と連携しながら改善を進めていきたいと考えています。

議長 その他、異議質問等ありませんか。

質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。

議案第 37 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第 37 号を原案通り決定します。

議長 つぎに、議案第40号整理番号147から153を上程します。

なお、本件は農業委員会等に関する法律第31条第1項により、山田友樹委員は退席をお願いします。

(山田友樹委員退席)

議長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

13ページをお願いします。

議案第40号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号147]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年1月1日から令和8年11月30日まで

以下、17ページの〔整理番号153〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第40号整理番号147から153を原案のとおり可決すること
にご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第40号整理番号147から153を原案通り
決定します。

(山田友樹委員着席)

議長 つぎに、議案第40号整理番号154から156までを上程します。
なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、
加藤彰夫は退席いたします。
退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。
委員

事務局 それでは、説明させていただきます。
49ページをお願いします。
議案第36号
農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号108]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年12月1日から令和12年1月31日まで

以下、54ページの〔整理番号114〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第40号整理番号154から156までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第40号整理番号154から156までを原案のとおり決定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長 それでは、議案第38号から議案第40号及び報告第32号から報告第36号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

議案第38号

農地法第5条の規定による許可申請について

[受付番号20]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

(転用事由)

駐車場

申請地は、富士松北小学校の北約50mのところに位置しています。

農地区分は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、中古車販売を個人事業主として運営しており、業務拡大に伴い、申請地を資材置場への通路とし、隣接する中古車置場とともに利用することを計画しました。その際、申請地が農地法上の手続きが取られていないことが判明したため始末書添付のうえ本申請に及んだものです。

3ページをお願いします。

議案第39号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号 8]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(主たる従事者)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(原因)

故障 (令和 7 年 9 月 1 7 日)

4 ページをお願いします。

議案第 40 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号 120]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

以下、13 ページの [整理番号 146] までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

19ページをお願いします。

報告第32号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

[受付番号30]

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

以下、[受付番号33]までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

20ページをお願いします。

報告第33号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

[受付番号88]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

住宅敷地

以下、22ページ〔受付番号101〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

23ページをご覧ください。

報告第34号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号6〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 31.62ha

(当該事業年度売上高)

50,441,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 米

関連事業等の内容 農作業受託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地所有適格法人の要件である農地法第2条第3項各号は満たしております。

24ページをお願いします。

報告第35号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[整理番号 1 3 8]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(解約通知日)

令和 7 年 10 月 21 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、 7 2 ページ [整理番号 2 3 3] までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

7 3 ページをお願いします。

報告第 3 6 号

農地改良届出について

[受付番号 1 0]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(届出人)

● ● ● ●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和 7 年 10 月 28 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

以下、〔整理番号12〕までの届出がありました。
内容につきましては、記載のとおりです。
説明は以上です。

議長　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

山田友樹　過去の農地改良において問題になっていたことがあったかと思います
委員　が、現状規則に基づいた施工がされているか確認していますか。

事務局　届出に計画図等もあるため、基準に適合しているかを確認しています。
また、近隣への影響についても所有者等に確認しています。

議長　以前に嵩上げで問題になったところはどこでしょうか。

事務局　過去に今川や今岡で問題になったことがあったため、その後規制を厳しくしています。

議長　議案第38号受付番号20についてですが、ここはすでに駐車場になっていたということですか。

事務局　隣接地が雑種地になっており、そこを駐車場として利用されていましたが、その通路となる部分の地目が田であったことが発覚したため追認許可という形で所有権移転したものになります。

議長　他に質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。議案第38号から議案第40号及び報告第32号から報告第36号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第38号から議案第40号及び報告第32号から報告第36号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時45分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会長 _____

14番 _____

1番 _____

本会議に参与した者

事務局長	近藤 浩
係長	酒井 武士
主事	加藤 立紀
主事	長谷川 明美